

平成 27 年 10 月 16 日

各 位

会 社 名 株式会社ベルシステム 24 ホールディングス
代表者名 代表取締役 社長執行役員 CEO 小松 健次
(コード番号：6183 東証)
問合せ先 取締役 執行役員 松村 一三
(TEL. 03-6893-9827)

新株式発行及び株式売出しに関する取締役会決議のお知らせ

平成 27 年 10 月 16 日開催の当社取締役会において、当社普通株式の株式会社東京証券取引所への上場に伴う新株式発行及び株式売出しに関し、下記のとおり決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 公募による新株式発行の件

- (1) 募集株式の種類及び数 当社普通株式 3,102,900 株 (募集株式数については、平成 27 年 11 月 4 日開催予定の取締役会において変更される可能性がある。)
- (2) 払 込 金 額 未定 (平成 27 年 11 月 4 日開催予定の取締役会で決定する。)
- (3) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項 増加する資本金の額は、平成 27 年 11 月 11 日に決定される予定の引受価額 (引受人が当社に払込む金額) に基づき、会社計算規則第 14 条第 1 項に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果 1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から上記の増加する資本金の額を減じた額とする。
- (4) 募 集 方 法 発行価格による一般募集とし、SMB C 日興証券株式会社、三菱UFJ モルガン・スタンレー証券株式会社、みずほ証券株式会社、大和証券株式会社、マネックス証券株式会社、株式会社 S B I 証券、松井証券株式会社及び岩井コスモ証券株式会社を引受人として全株式を買取引受けさせる。
ただし、発行価格と同時に決定する引受価額 (引受人が当社に払込む金額) が払込金額を下回る場合は、本公募による新株式発行を中止する。
- (5) 発 行 価 格 未定 (払込金額決定後、払込金額以上の価格で仮条件を提示し、当該仮条件における需要状況等を勘案した上で、平成 27 年 11 月 11 日に決定する。)
- (6) 引 受 人 の 対 価 引受手数料は支払わず、これに代わるものとして一般募集における発行価格から引受価額を差し引いた額の総額を引受人の手取金とする。

ご注意： この文書は当社の新株式発行並びに株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書」(及びその訂正事項分)をご覧ください。また、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

- (7) 申 込 期 間 平成 27 年 11 月 12 日 (木曜日) から
平成 27 年 11 月 17 日 (火曜日) まで
- (8) 払 込 期 日 平成 27 年 11 月 19 日 (木曜日)
- (9) 受 渡 期 日 平成 27 年 11 月 20 日 (金曜日)
- (10) 申 込 株 数 単 位 100 株
- (11) 払込金額その他本公募による新株式発行に関して取締役会の決定が必要な事項は、今後の取締役会において決定し、その他本公募による新株式発行に必要な一切の事項については、代表取締役 社長執行役員 CEO に一任する。
- (12) 前記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。また、下記 2. の引受人の買取引受による売出しが中止された場合には、本新株式の発行も中止される。

2. 引受人の買取引受による売出しの件

- (1) 売 出 株 式 の 種 類 及 び 数 当社普通株式 29,400,000 株 (売出株式数については、平成 27 年 11 月 4 日開催予定の取締役会において変更される可能性がある。)
- (2) 売 出 人 及 び 売 出 株 式 数 香港、セントラル、73 ウィンダムストリート、
ウィンサムハウス スイート 1101 24,500,000 株
Bain Capital Bellsystem Hong Kong Limited
東京都港区北青山二丁目 5 番 1 号 4,900,000 株
伊藤忠商事株式会社
- (3) 売 出 価 格 未定。上記 1. の公募による新株式発行における発行価格と同一とする。
- (4) 売 出 方 法 売出価格による売出しとし、SMB C 日興証券株式会社、三菱 U F J モルガン・スタンレー証券株式会社、みずほ証券株式会社、大和証券株式会社、マネックス証券株式会社、株式会社 S B I 証券、松井証券株式会社及び岩井コスモ証券株式会社を引受人として全株式を買取引受けさせる。
- (5) 引 受 人 の 対 価 引受手数料は支払わず、これに代わるものとして売出価格から引受価額 (引受人より売出人に支払われる金額) を差し引いた額の総額を引受人の手取金とする。なお、引受価額は上記 1. における引受価額と同一とする。
- (6) 申 込 期 間 上記 1. における申込期間と同一とする。
- (7) 受 渡 期 日 上記 1. における受渡期日と同一とする。
- (8) 申 込 株 数 単 位 上記 1. における申込株数単位と同一とする。
- (9) その他本売出しに必要な一切の事項については、代表取締役 社長執行役員 CEO に一任する。
- (10) 前記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。また、上記 1. の公募による新株式発行を中止する場合は、本売出しも中止する。

3. オーバーアロットメントによる売出しの件

- (1) 売 出 株 式 の 種 類 及 び 数 当社普通株式 上限 4,875,400 株
なお、売出株式数は上限を示したものであり、需要状況により

ご注意： この文書は当社の新株式発行並びに株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書」(及びその訂正事項分)をご覧ください。また、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

減少する、又はオーバーアロットメントによる売出しが全く行われ
ない場合がある。売出株式数は需要状況を勘案したうえで、平成
27年11月11日に決定する。

- (2) 売 出 人 S M B C 日 興 証 券 株 式 会 社
- (3) 売 出 価 格 未 定。上 記 1. の 公 募 に よ る 新 株 式 発 行 に お け る 発 行 価 格 と 同 一 と す る。
- (4) 売 出 方 法 S M B C 日 興 証 券 株 式 会 社 が、上 記 1. の 公 募 に よ る 新 株 式 発 行 及 び 上 記 2. の 引 受 人 の 買 取 引 受 に よ る 売 出 し に 伴 い、そ の 需 要 状 況 を 勘 案 し、当 社 株 主 で あ る B a i n C a p i t a l B e l l s y s t e m H o n g K o n g L i m i t e d 及 び 伊 藤 忠 商 事 株 式 会 社 (以 下 「 貸 株 人 」 と い う。) よ り 借 り 入 れ る 当 社 普 通 株 式 に つ い て 売 出 価 格 に よ り 追 加 的 に 売 出 し を 行 う。
- (5) 申 込 期 間 上 記 1. に お け る 申 込 期 間 と 同 一 と す る。
- (6) 受 渡 期 日 上 記 1. に お け る 受 渡 期 日 と 同 一 と す る。
- (7) 申 込 株 数 単 位 上 記 1. に お け る 申 込 株 数 単 位 と 同 一 と す る。
- (8) そ の 他 本 オ ー バ ー ア ロ ッ ト メ ン ト に よ る 売 出 し に 必 要 な 一 切 の 事 項 に つ い て は、代 表 取 締 役 社 長 執 行 役 員 C E O に 一 任 す る。
- (9) 前 記 各 項 に つ い て は、金 融 商 品 取 引 法 に よ る 届 出 の 効 力 発 生 を 条 件 と す る。ま た、上 記 1. の 公 募 に よ る 新 株 式 発 行 を 中 止 す る 場 合 及 び 上 記 2. の 引 受 人 の 買 取 引 受 に よ る 売 出 し が 中 止 さ れ た 場 合 は、オ ー バ ー ア ロ ッ ト メ ン ト に よ る 売 出 し も 中 止 す る。

4. 親引けの件

上記2.の引受人の買取引受による売出しにあたり、当社は、引受人に対し、売出株式数のうち、取得金額4億75百万円を上限として、福利厚生を目的に、当社従業員持株会を当社が指定する販売先(親引け先)として要請する予定であります。

なお、親引けは、日本証券業協会の定める「株券等の募集等の引受け等に係る顧客への配分に関する規則」に従い、発行者が指定する販売先への売付け(販売先を示唆する等実質的に類似する行為を含む。)であります。

ご注意： この文書は当社の新株式発行並びに株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書」(及びその訂正事項分)をご覧ください。また、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

【ご参考】

1. 公募による新株式発行及び売出しの概要

- (1) 募集株式の数及び売出株式数
- | | | |
|--------|--------|-----------------------|
| 募集株式の数 | 当社普通株式 | 3,102,900株 |
| 売出株式数 | 当社普通株式 | ①引受人の買取引受による売出し |
| | | 29,400,000株 |
| | | ②オーバーアロットメントによる売出し(※) |
| | 上限 | 4,875,400株 |
- (2) 需要の申告期間 平成27年11月5日(木曜日)から
平成27年11月10日(火曜日)まで
- (3) 価格決定日 平成27年11月11日(水曜日)(発行価格及び売出価格は、募集株式の払込金額以上の価格で、仮条件における需要状況等を勘案した上で決定する。)
- (4) 申込期間 平成27年11月12日(木曜日)から
平成27年11月17日(火曜日)まで
- (5) 払込期日 平成27年11月19日(木曜日)
- (6) 受渡期日 平成27年11月20日(金曜日)

(※) オーバーアロットメントによる売出しについて

公募による新株式発行及び引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況を勘案し、4,875,400株を上限として、SMB C日興証券株式会社が貸株人より借り入れる当社普通株式(以下「借入株式」という。)の売出し(オーバーアロットメントによる売出し)を行う場合があります。なお、当該売出数は上限の株式数を示したものであり、需要状況により減少する、又はオーバーアロットメントによる売出しが全く行われない場合があります。

これに関連して、オーバーアロットメントによる売出しが行われる場合は、SMB C日興証券株式会社は、オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数(以下「上限株式数」という。)を上限として、貸株人より追加的に当社普通株式を買取る権利(以下「グリーンシューオプション」という。)を、平成27年12月17日行使期限として付与される予定であります。

SMB C日興証券株式会社は、借入株式の返還を目的として、上場(売買開始)日から平成27年12月17日までの間(以下「シンジケートカバー取引期間」という。)、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社及びみずほ証券株式会社と協議の上、上限株式数の範囲内で東京証券取引所において当社普通株式の買付(以下「シンジケートカバー取引」という。)を行う場合があります。当該シンジケートカバー取引で買付けられた株式は借入株式の返還に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内においても、SMB C日興証券株式会社は、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社及びみずほ証券株式会社(SMB C日興証券株式会社と併せて以下「共同主幹事会社」という。)と協議の上、シンジケートカバー取引を全く行わないか、又は上限株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

SMB C日興証券株式会社は、上限株式数からシンジケートカバー取引により買付けた株式数を控除した株式数についてのみ、グリーンシューオプションを行使する予定であります。

オーバーアロットメントによる売出しが行われるか否か及びオーバーアロットメントによる売出しが行われる場合の売出数については、平成27年11月11日に決定されます。オーバーアロットメントによる売出しが行われない場合は、SMB C日興証券株式会社による貸株人からの当社普通株式の借り入れ及び貸株人からSMB C日興証券株式会社へのグリーンシューオプションの付与は行われません。また、東京証券取引所におけるシンジケートカバー取引も行われません。

ご注意： この文書は当社の新株式発行並びに株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書」(及びその訂正事項分)をご覧ください。また、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

2. 今回の新株式発行による発行済株式総数の推移

現在の発行済株式総数	70,000,000株
公募による新株式発行による増加株式数	3,102,900株(最大)
増資後の発行済株式総数	73,102,900株(最大)

3. 増資資金の使途

今回の公募による新株式発行における手取概算額5,003,874千円*については、成長戦略の加速並びに顧客ニーズへの対応力強化・品質改善を目的として、CRM事業における設備資金に、4,705,000千円(平成28年2月期;1,075,000千円、平成29年2月期;2,500,000千円、平成30年2月期;1,130,000千円)を充当する予定であります。設備資金の内訳としましては、具体的には、既存クライアント層の拡大及び新規クライアント層の拡充に対応するためのコンタクトセンターの増床及び音声データセンター設備に係る設備投資資金に2,088,000千円(平成28年2月期;88,000千円、平成29年2月期;1,000,000千円、平成30年2月期;1,000,000千円)を、サービス品質の維持・向上を目的とした既存設備の維持及びリニューアルに係る設備投資資金に911,000千円(平成28年2月期;361,000千円、平成29年2月期;550,000千円)を充当する予定であります。また業務効率向上を目的としたオペレーション管理ソフトウェアの新規開発に985,000千円(平成28年2月期;385,000千円、平成29年2月期;470,000千円、平成30年2月期;130,000千円)、人事系及びセキュリティに関する既存ソフトウェア維持改修に721,000千円(平成28年2月期;241,000千円、平成29年2月期;480,000千円)を充当する予定であります。

残額については、平成28年2月期において、金融機関から運転資金及び旧ベルシステム24H①の買収資金のため借り入れた借入金の返済に充当する予定であります。

なお、各々の具体的な充当期間までは、安全性の高い金融商品等で運用する方針であります。※有価証券届出書提出時における想定発行価格(1,720円)を基礎として算出した見込額であります。

4. 株主への利益配分等

(1) 利益配分に関する基本方針

当社は、株主に対する利益還元を重要課題の一つと認識しており、剰余金の配当を安定かつ継続的に実施し、業績の進捗状況に応じて配当性向及び必要な内部留保の充実等を総合的に勘案した上で、中長期的には調整後当期利益ベースでの連結配当性向50%を目標として、中間配当と期末配当の年2回の剰余金の配当を行うことを基本的な方針としております。

(2) 内部留保資金の使途

内部留保資金については、財務体質の強化を図るとともに、戦略的な成長投資に充当することにより企業価値の向上に努める考えであります。

(3) 今後の株主に対する利益配分の具体的増加策

上記(1)のとおり、当社は、業績及び内部留保の充実等を総合的に勘案しながら、今後は調整後当期利益ベースで50%の連結配当性向を目標として、中間配当と期末配当の年2回の剰余金の配当を行うことを基本方針としておりますが、現時点においては、今後の株主に対する利益配分の増加策の具体的内容について決定しておりません。

ご注意：この文書は当社の新株式発行並びに株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出し届出目論見書」(及びその訂正事項分)をご覧ください。また、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

(4) 過去2期間の配当状況

決算年月	平成26年2月	平成27年2月
基本的1株当たり当期利益(連結)(円)	—	51.42
1株当たり配当額 (1株当たり中間配当額)(円)	— (—)	— (—)
配当性向(連結)%	—	—
親会社所有者帰属持分当期利益率(連結)%	17.2	25.5
親会社所有者帰属持分配当率(連結)%	—	—

- (注)
1. 上記指標は、国際会計基準(以下、「IFRS」という。)により作成しております。
 2. 当社グループの連結財務諸表は、IFRS移行日である平成24年3月1日から株式会社ベルシステム24ホールディングス(旧株式会社BCJ-15(平成26年6月20日設立)が企業集団の頂点にあるとみなし連結財務諸表を作成しております。
 3. 基本的1株当たり当期利益(連結)は、当社が平成26年10月に株式会社BCJ-7の株式を取得、子会社化し、共通支配下における組織再編によりあたかも前連結会計年度の期首時点で当該株式を取得したかのように処理しております。なお、平成26年2月期においては株式の発行がないため「—」としております。平成27年2月期の基本的1株当たり当期利益(連結)は、期中平均発行済株式数に基づき算出しております。
 4. 1株当たり配当額(1株当たり中間配当額)、配当性向(連結)及び親会社所有者帰属持分配当率(連結)については、配当を実施していませんので、記載していません。
 5. 当社は、平成27年9月10日付で普通株式7株を1株にする株式併合を実施しております。そこで、東京証券取引所自主規制法人(現 日本取引所自主規制法人)の引受担当者宛通知「『新規上場申請のための有価証券報告書(Iの部)』の作成上の留意点について」(平成24年8月21日付東証上審第133号)に基づき、平成26年2月期の期首に当該株式併合が行われたと仮定した場合の1株当たりの指標の推移を参考までに掲げると、以下のとおりとなります。

決算年月	平成26年2月	平成27年2月
基本的1株当たり当期利益(連結)(円)	—	359.93
1株当たり配当額 (1株当たり中間配当額)(円)	— (—)	— (—)

5. ロックアップについて

上記1. 公募による新株式発行及び上記2. 引受人の買取引受による売出しに関連して、当社の株主かつ売出人であるBain Capital Bellsystem Hong Kong Limited及び伊藤忠商事株式会社並びに当社のストック・オプション保有者かつ当社取締役であるデイビッド・ガーナー及び小松健次、当社のストック・オプション保有者かつ当社執行役員である古谷文太、金澤明彦、外村学及び松田裕弘、当社のストック・オプション保有者かつ当社子会社の執行役員である岩

ご注意：この文書は当社の新株式発行並びに株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書」(及びその訂正事項分)をご覧ください。また、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

下順二郎、吳岳彦及び廣瀬聡並びに当社のストック・オプション保有者かつ当社子会社の従業員であるウェスリー・オブライエンは、共同主幹事会社に対し、元引受契約締結日から上場（売買開始）日（当日を含む。）後 180 日目の平成 28 年 5 月 17 日（当日を含む。）までの期間（以下「ロックアップ期間」という。）中、共同主幹事会社の事前の書面による承諾を受けることなく、当社普通株式（潜在株式を含む。）の売却等（ただし、オーバーアロットメントによる売出しのために当社普通株式を貸し渡すこと及びグリーンシューオプションが行使されたことに基づいて当社普通株式を売却すること等は除く。）を行わない旨を約束する書面を平成 27 年 11 月 11 日付で差し入れる予定であります。

また、当社は共同主幹事会社に対し、ロックアップ期間中、共同主幹事会社の事前の書面による承諾を受けることなく、当社普通株式及び当社普通株式を取得する権利あるいは義務を有する有価証券の発行又は売却（ただし、株式分割及びストック・オプション等に関わる発行を除く。）を行わないことに合意しております。

さらに、公募による新株式発行及び引受人の買取引受による売出しに関連して、親引け先であるベルシステム 24 グループ従業員持株会に対し、ロックアップ期間中、共同主幹事会社の事前の書面による承諾を受けることなく、当社普通株式の売却等を行わない旨を約束する書面を平成 27 年 11 月 11 日付で差し入れるよう要請を行う予定であります。

なお、上記のいずれの場合においても、共同主幹事会社はロックアップ期間中であってもその裁量で当該合意内容の一部若しくは全部につき解除し、又はその制限期間を短縮する権限を有しております。

6. 販売方針

販売に当たりましては、株式会社東京証券取引所の「有価証券上場規程」に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。

引受人及びその委託販売先金融商品取引業者は、各社の定める配分に係る基本方針及び社内規則等に従い販売を行う方針であります。配分に係る基本方針については各社の店頭における表示又はホームページにおける表示等をご確認下さい。

(注) 「4. 株主への利益配分等」における今後の利益配分にかかる部分は、一定の配当等を約束するものではなく、予想に基づくものであります。

以 上

ご注意： この文書は当社の新株式発行並びに株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書」（及びその訂正事項分）をご覧いただいたうえで、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。